

平成 2 2 年度第 1 回独立行政法人造幣局契約監視委員会議事概要

開催日及び場所 平成 2 2 年 1 2 月 1 4 日（火）造幣局会議室

委員 尾崎雅俊（辰野・尾崎・藤井法律事務所・弁護士）
 久保宏之（関西大学大学院法務研究科 教授）
 松川正毅（大阪大学大学院高等司法研究科 教授）
 宮本恒明（独立行政法人造幣局 監事）
 森山 潔（独立行政法人造幣局 監事）

審議対象 1) 「随意契約等見直し計画」（平成 2 2 年 5 月）の実施状況
 2) 平成 2 2 年度上半期における競争性のない随意契約等の点検・見直し
 ・平成 2 2 年度上半期における「競争性のない随意契約」 1 5 件
 ・平成 2 2 年度上半期における「一者応札・一者応募契約」 1 4 件
 ・平成 2 1 年度以前に契約を締結した「競争性のない随意契約」及び
 「一者応札・一者応募契約」（審議済みのものを除く） 1 件
 計 3 0 件

委員からの意見・質問、それに対する回答等

下記のとおり

委員会による意見の具申又は勧告の内容

なし

意見・質問	回答
<p>『「随意契約等見直し計画」の実施状況について』</p> <p>計画どおり実施したことによる効果は如何なものだったのか。</p>	<p>個別の契約毎に追跡調査を実施している訳ではないが、随意契約から一般競争契約へ移行したものについては、従来の契約者も含めた複数者による入札の結果、契約相手方が変更されたものもあるなど、然るべき競争が働いており、費用低減効果があったと考えている。</p> <p>なお、公募に移行したものについては、いずれも一者応募となっている。</p>

長期継続契約（ガス、電気）で、随意契約と競争入札が混在している理由は。

『平成22年度上半期における競争性のない随意契約等の点検・見直し』について

一者応募となった理由について、詳細な情報開示不足が一因となっているということであるが、その解消策としては公募期間の確保（期間の延長）しかないのか。

公告のあり方について、もっと見やすいように改良されてはどうか。また、期間の延長にどれだけの効果があるのか。

現在進行中の契約がいつ頃終わるのかという、そろそろ終わりですよといった情報の方が、次があるだろうからホームページを見に行こうかという動機づけになるのではないか。

一者応募の問題解決のためには、設備を新たに調達するときに、その後の修理なり保守に対し、複数の業者が参加できる道筋をつけておくべきではないか。

その地域に複数の供給業者が存在するかどうかによるものである。可能なものについては、他の業者の開拓も念頭に常に注視している。

案件にもよるが、詳細な情報開示を行うことにより、複数者による契約に繋ぐことができると考えており、今後できる範囲で対応したい。

期間を延ばすことによる効果の検証はなかなか困難と考える。しかしながら、公告のあり方について、可能な措置は全て取り組みたいと考えている。

工事案件については、今後の調達予定という形でアナウンスしているが、それ以外の調達までには至っていない。

なお、調達情報を出来る限り幅広く提供するため、他事業者が会員向けに各種調達情報を提供するホームページを利用した実績がある。

解決策としては、発注元である造幣局職員のスキルアップが重要であると考えている。また、貨幣の製造という特殊性から設備等も特殊な仕様になりがちであるが、出来る限り、その標準化を図るべきと考える。